

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給関係事務【令和3年3月31日取扱終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

令和2年4月以降、上記事務について、請求書様式の変更により個人番号を使用しなくなったことに伴い、新たな特定個人情報の取扱い(保有)がなくなったため。

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給関係事務
②事務の概要	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき、基準日において恩給法による公務扶助料・特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与等の受給権を有する遺族がいない場合に、先順位者の遺族1名に対して、特別弔慰金を支給する制度で、請求の受理、徳島県への請求書等の進達を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①請求の資格に関する確認 ②住民票情報の確認
③システムの名称	個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム EXCELファイル
2. 特定個人情報ファイル名	
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の48の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康福祉政策課
②所属長の役職名	健康福祉政策課
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市総務部総務課 情報公開担当 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 連絡先 088-621-5152
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市健康福祉部健康福祉政策課 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 連絡先 088-621-5562

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I-5. ②	所属長 課長 藤田稔夫	所属長 課長 久保英夫	事後	重要な変更該当しないため
平成28年7月1日	II-1. II-2.	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更該当しないため
平成29年7月7日	II-1. II-2.	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更該当しないため
平成30年7月11日	II-1. II-2.	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更該当しないため
平成30年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	所属長 課長 久保英夫	保健福祉政策課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年7月12日	II-1. II-2.	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更該当しないため
令和2年9月16日	II-1. II-2.	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更該当しないため
令和3年9月1日	表紙 評価書名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給関係事務	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給関係事務【令和3年3月31日取扱終了】	事後	重要な変更該当しないため
令和3年9月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	—	令和2年4月以降、上記事務について、請求書様式の変更により個人番号を使用しなくなったことに伴い、新たな特定個人情報の取扱い(保有)がなくなったため。	事後	重要な変更該当しないため
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 保健福祉政策課	健康福祉部 健康福祉政策課	事後	重要な変更該当しないため
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉政策課長	健康福祉政策課長	事後	重要な変更該当しないため
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	徳島市保健福祉部保健福祉政策課	徳島市健康福祉部健康福祉政策課	事後	重要な変更該当しないため
令和3年9月1日	II-1. 対象人数	1000人以上1万人未満	1000人未満(任意実施)	事後	重要な変更該当しないため
令和3年9月1日	II-1. II-2. いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しないため
令和3年9月1日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	重要な変更該当しないため